

食品安全委員会（第552回会合）議事概要

日 時：平成27年3月10日（火） 14：00～15：14

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか6名出席

傍聴者：報道3名、行政機関4名、一般11名

議事概要

（1）プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の佐藤委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続きに入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映をプリオン専門調査会に依頼することとなった。

（2）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「DP-No. 1株及びGG-No. 1株を利用して生産されたグルタミンバリングリシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「GLU-No. 7株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続きに入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「① 評価要請の対象である、高濃度にジアシルグリセロール（DAG）を含む食品は、2009年9月に製造販売が中止され、既に流通しておらず、食品健康影響評価の対象が存在していない。このため、現状では国民がばく露する可能性はなく、更なるデータの入手は不可能である。また、摂取した期間、量、年齢等が人により異なるとともに、各人

の背景（生活条件等の交絡要因）が様々であるため、過去に摂取した個人の生涯発がんリスクを判断することは困難である。

したがって、高濃度にDAGを含む食品についてばく露評価を行うことができず、食品健康影響評価を完結することはできなかった。

② なお、高濃度にDAGを含む食品の食品健康影響評価のほか、DAG油についての発がんプロモーション作用や、食用油に不純物として含まれている可能性のあるグリシドール脂肪酸エステルに関する知見等について、参考として取りまとめた。すなわち、

- ・ ヒトが通常食品としてDAG油を摂取する場合の発がんプロモーション作用によるリスクは無視できる。
- ・ 我が国で現在流通している食用油に含まれるグリシドール脂肪酸エステル濃度は低く、過大に見積もって試算しても、ばく露マージン（MOE）は10,000を僅かに下回ると試算され、一定のばく露マージンが確保されていた。これらの結果は、現在使用されている食用油の摂取について、直接健康影響を示唆するものではないが、ALARA（As Low As Reasonably Achievable）の原則に則り、引き続き合理的に達成可能な範囲で、できる限りグリシドール脂肪酸エステルの低減に努める必要がある。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

（４）食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」（平成26年8月実施）の結果について

→事務局から報告。

（５）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年2月分）について

→事務局から報告。